

○北海道警察被害者連絡実施要領の改正について

令和5年9月22日

道本刑第2331号（務・生企・地・交企・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

身体犯、重大な交通事故事件等の被害者又はその遺族に対する捜査状況等の連絡については、「北海道警察被害者連絡実施要領の改正について」（平29. 9. 7道本刑第1826号（務・生企・地・交企・公1合同）。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号。）が施行されたことを受け、所要の見直しを行い、別添のとおり「北海道警察被害者連絡実施要領」を改正し、令和5年10月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、確実に被害者連絡が実施されるよう努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

主な改正点

- (1) 被害者本人ではなく、原則として保護者を連絡対象者とする場合の少年の年齢を改正した（第2の1の事項関係）。
- (2) 対象事件の罪名を一部改正した（第2の2の事項関係）。
- (3) 連絡体制を一部改正した（第3の事項関係）。
- (4) 捜査状況の連絡時期を一部改正した（第4の2の事項関係）。
- (5) 被害者連絡経過票及び被害者等訪問カードの様式を一部改正した（第6の1の事項関係）。

別添

北海道警察被害者連絡実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯、重大な交通事故事件又は警察本部長、方面本部長、主管部長若しくは警察署長が必要と認める事件（触法少年事案を含む。以下「対象事件」という。）の被害者又はその家族、遺族に対し、捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等について定めることを目的とする。

第2 連絡対象者等

- 1 連絡とは第4に掲げる項目を知らせることであり、その連絡対象者は対象事件の被害者とする。ただし、被害者が18歳未満の場合は原則として、その保護者に、被害者が死亡等により連絡できない状況にある場合はその家族又は遺族に連絡するものとする。
- 2 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）。
 - (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
 - (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条）
 - (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）
 - (4) 不同意性交等罪（刑法第177条）
 - (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条）
 - (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条）

- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (16) 傷害罪（刑法第204条）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) 前各号の罪以外の違法な行為で、致死傷を結果とする結果的加重犯に当たるものうち、死亡の結果が生じたもの又は全治1か月以上の傷害の結果が生じたもの（交通事故事件に係るものを除く。）

3 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

- (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

- (2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件。ただし、軽傷であって被害者等が連絡を望まないものを除く。

- (3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)に掲げる事件のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

- (4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

4 その他必要と認める事件

警察本部長、方面本部長、主管部長若しくは警察署長が必要と認める事件

第3 連絡体制等

連絡は、原則として、対象事件の被害が発生した場所を管轄する所属（以下「被害発生所属」という。）が担当するものとし、連絡に係る体制は次のとおりとする。

- (1) 所属長

所属長は、警察署にあっては対象事件の捜査を担当する課（課が置かれていない警察署の場合は、係。以下同じ。）の長を、本部所属にあっては警部以上の者を連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 連絡責任者

連絡責任者は、原則として、対象事件の捜査を担当し、連絡対象者から事情聴取を行

う捜査員（触法少年事件に携わる警察職員を含む。以下同じ。）を連絡担当者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

また、身体犯に係る連絡対象者が第5に掲げる地域警察官による訪問・連絡活動（以下「訪問活動等」という。）を希望した場合は、当該連絡対象者の住居地を管轄する警察署長の承認を得た上で、その警察署の地域課長又は地域・交通課長（配置のない警察署の場合は副署長兼警務課長。以下「地域幹部等」という。）に被害者連絡経過票（記載事項の追加又は変更を行ったものを含む。以下同じ。）の写しを交付するなどして訪問活動等を依頼するものとする。

さらに、身体犯の対象事件を認知したとき及び連絡対象者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、警察署の警務課にその旨を連絡するものとする。

(3) 連絡担当者

連絡担当者は、自所属の被害者支援を担当する係員と緊密に連携するなどして本要領に基づき連絡を確実にを行い、身体犯の被害者等に対する連絡を行ったときは被害者連絡経過票（別記第1号様式）を、重大な交通事故事件の被害者等に対する連絡を行ったときは被害者連絡経過票（別記第2号様式）を作成するものとする。

(4) 訪問責任者

連絡責任者から(2)の事項に掲げる訪問活動等の依頼を受けた地域幹部等を訪問責任者とする。

訪問責任者は、原則として、連絡対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を訪問担当者に指定するとともに、訪問活動等の実施状況を把握し、訪問活動等が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

また、訪問活動等の実施の都度、依頼してきた連絡責任者にその旨を連絡するとともに、被害者等訪問カードの写しを送付（被害者連絡担当警察署と住居地管轄警察署が異なるときは、当該被害者連絡担当警察署の署長に送付）するとともに、その本紙は被害者連絡経過票等の写しに添付の上、訪問活動の終結まで保管するものとする。

(5) 訪問担当者

訪問担当者は、第5に掲げる訪問活動等を担当し、訪問活動等を実施したときは、原則として、被害者等訪問カード（別記第3号様式）を作成し、地域幹部等に報告するものとする。

第4 連絡

連絡は、連絡担当者が、連絡対象者に対して課（係）及び氏名を伝えた上、原則として面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての連絡を行うものとする。

(2) 捜査状況（検挙した場合を除く。）

ア 身体犯の場合

(ア) 被害者死亡の身体犯

発生又は認知（以下「発生等」という。）から、おおむね2か月、6か月及び1

年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、それ以後は、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

(イ) 被害者死亡以外の身体犯

発生等から、おおむね2か月を経過した時点で被疑者検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、それ以後は連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

イ 重大な交通事故事件の場合

(ア) 死亡ひき逃げ事件

発生等から、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、それ以後は、原則として、少なくとも1年に1度は定期的な連絡を行うものとする。

(イ) ひき逃げ事件

発生等から、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、それ以後は連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

(ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件

発生等から、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、それ以後は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

ウ その他必要と認める事件の場合

(2)のアの(イ)の事項と同様とする。

(3) 検挙状況

被疑者を逮捕若しくは送致し、又は触法少年事件における児童相談所への送致若しくは通告をした場合は、その旨速やかに被疑者の人定、事件を担当する検察官その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

特に検挙状況について広報するときは、広報前に連絡するものとする。

なお、被疑者が、犯罪少年の場合で連絡対象者に被疑者の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑者の健全育成を害するおそれがあると認められるとき、又は被疑者が触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。このとき、連絡後速やかに当該保護者に対してその旨を連絡するものとする。

また、連絡対象者に再犯の可能性が認められる身体犯の被疑者を逮捕した場合で送致する前に釈放するなどしたときは、速やかにその旨及び理由について連絡するものとする。

(4) 処分状況

処分結果（起訴、不起訴等）が判明次第速やかに、処分結果その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

第5 訪問活動等

訪問活動等は、原則として訪問担当者が、訪問活動等を希望した連絡対象者の住居地を訪問し、課係及び氏名を教示した上で面接により行うものとし、被害回復、被害拡大防止等に

関する情報の提供、防犯指導等を行うほか、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

原則として、連絡責任者から訪問責任者への依頼から1週間以内に初回の訪問活動等を行い、それ以降は1か月に1回程度行うものとする。ただし、初回からおおむね2か月を経過した時点で連絡対象者の意思を確認し、連絡対象者の同意が得られた場合には、当該連絡対象者に係る連絡を担当する所属長が訪問活動等を打ち切ることを判断するものとする。

第6 留意事項

1 「被害者連絡経過票」の様式等

身体犯の被害者等に対する連絡を行ったときは被害者連絡経過票（別記第1号様式）を、重大な交通事故事件の被害者等に対する連絡を行ったときは被害者連絡経過票（別記第2号様式）を作成するほか、連絡対象者に対する連絡を実施した都度、被害者連絡経過票により所属長の確認を受けるものとする。

なお、2回目以降の連絡については、特異動向なければ、被害者連絡責任者の専決とすることができる。

訪問活動等を行った場合は、原則として被害者等訪問カード（別記第3号様式）を作成し、地域幹部等に報告するものとする。

被害者連絡を実施した際には、被害者連絡実施目次（別記第4号様式）を暦年で作成し、各事件を管理するものとする。

各様式は、原議ファイル名「被害者連絡実施要領関係」、保存期間「長期」に暦年整理（累年編さんする。）により編さんすること。

2 連絡等に関する配慮事項

(1) 被害発生所属と被疑者検挙所属が異なる場合の取扱い

被害発生所属と被疑者を検挙した所属（以下「被疑者検挙所属という。」）が異なる場合は、被害発生所属と被疑者検挙所属は連携を密にし、確実な連絡の実施に努めるものとする。

(2) 連絡対象者等及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡及び訪問活動等（以下「連絡等」という。）を行うことが適当でない認められる場合には、連絡は行わないものとする。

(3) 連絡対象者が「北海道警察保護対策実施要綱の制定について」（令4. 3. 25道本捜4第4380号）の別添北海道警察保護対策実施要綱第2の2の事項に定める保護対象者である場合の連絡は、同要綱により行うものとする。

(4) 連絡の際には、連絡対象者に対して被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう配慮するものとする。特に、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和23年法律第164号）の趣旨や刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

3 連絡対象者からの説明要望に対する組織的対応

(1) 連絡担当者等に対して説明事項等を求められた場合

ア 連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、連絡担当者が適切に行うこと。

イ 連絡担当者及び訪問担当者（以下「連絡担当者等」という。）は、連絡対象者から説明要望事項等を聴取した結果、それが複雑な擬律判断に係る説明要望である場合、捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合その他必要があると認められる場合は、説明要望事項及びそれに対する対応方針等について所属長の指揮を受け、改めて連絡対象者に説明を行うこと。

なお、連絡対象者からの説明要望事項の内容等を勘案し必要があると認められる場合は、連絡責任者が説明を行うとともに、説明は可能な限り面談により行うよう努めること。

ウ 交通事故事件の連絡対象者から被害者連絡における説明内容及び説明方法について要望、意見が申し立てられているなど警察本部又は方面本部の交通事故事件捜査担当課において組織的な対応が必要な事案については、警察本部交通捜査課被害者連絡調整担当課長補佐（札幌方面以外の方面の警察署にあつては、各方面本部交通課交通捜査担当課長補佐を経由）との連携を図った上で対応すること。

(2) 連絡担当者等不在時に説明要望等を求められた場合

連絡担当者等不在時に説明要望等を求められた場合は、連絡責任者、訪問責任者その他連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応をとった上、「被害者連絡経過票」その他文書を作成すること。

なお、対応をとることができない場合は、説明を求めてきた連絡対象者に対し、連絡担当者等による対応は困難であり改めてこちらから連絡する旨を丁寧に説明して理解を得るとともに、連絡担当者等に「被害者連絡経過票」を作成するなどして確実に引き継ぐこと。

4 関係機関・団体への引継ぎ

連絡対象者が説明を求めてくる事項の中には、起訴罪名に関する疑問や、刑事裁判への被害者参加制度、被害者国選弁護制度の具体的運用に関する事など、他機関・団体の判断により決せられ、警察が責任を持って説明することが難しいものもあると考えられるが、このような事項について警察で説明を行うと、連絡対象者に誤った情報を教示したり、誤解を与えたりすることにもなりかねないことから、このような事項について説明を求められた場合は、丁寧に説明した上で、検察庁等当該事項について責任を持って説明することができる適切な機関・団体に引継ぎを行うこと。

なお、その際には、単に当該機関・団体の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関・団体に警察から連絡を行うなど確実な引継ぎがなされるようにすること。

第7 その他

この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

被害者連絡経過票

年 No.

所 属		捜 査 担 当 課 ・ 係		連絡責任者	氏名	
認 知 年 月 日		受 理 番 号		連絡担当者	氏名	

事 件 名						
事 案 概 要	発 生 年 月 日					
	発 生 場 所					
	被 害 程 度 (診 断 結 果)					
被 害 者	住 居					
	職 業					
	ふりがな					
	氏 名		性 別			
	生 年 月 日		年 齢			
	連 絡 先					

被 害 者 連 絡 の 宛	<input type="checkbox"/>	被 害 者 と 同 じ	被 害 者 と の 関 係			
	<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 連 絡 先	住 居 氏 名	連 絡 先		
※その他の連絡先■の場合に各項目を記載						
以 後 の 連 絡 の 要	<input type="checkbox"/>	要	<input type="checkbox"/>	否	理 由	
被 害 者 の 手 引 等 配 布 状 況 等	<input type="checkbox"/>	被 害 者 の 手 引	配 布 年 月 日	※未配布の場合は理由を備考欄に記載	配 布 者	
	<input type="checkbox"/>	犯 給 リーフレット	配 布 年 月 日	※被害者の手引未配布の場合に配布	配 布 者	
		犯 罪 被 害 給 付 制 度 の 教 示	教 示 年 月 日		教 示 者	

連 絡 担 当 者 等 か ら 犯 罪 被 害 者 支 援 係 へ の 連 絡	<input type="checkbox"/>	認 知 時 の 連 絡	年 月 日	捜 査 担 当 者	
				警 務 課 担 当 者	

被 害 者 住 居 地 管 轄 警 察 署	<input type="checkbox"/>	自 署	<input type="checkbox"/>	他 所 属	※他所属の場合は所属名を記載
地 域 警 察 官 に よ る 訪 問 活 動 等 の 希 望 の 有 無	<input type="checkbox"/>	有	訪 問 責 任 者 へ の 連 絡 年 月 日	捜 査 担 当 者	
	<input type="checkbox"/>	無		訪 問 責 任 者	

備 考					
-----	--	--	--	--	--

注 規格は、A列4番縦長とする。該当箇所■又は☑をすること。

00	00	620	被害者連絡実施要領関係	長期
----	----	-----	-------------	----

次の時期に連絡を行うこと

- (1) 事件認知時等
 (2) 被疑者検挙に至っていないとき
 ア 被害者死亡の身体犯
 発生等から、おおむね2か月、6か月、1年を経過した時点、それ以降は、原則として少なくとも1年に1度行う。
 イ 被害者死亡以外の身体犯
 発生等から、おおむね2か月を経過した時点、それ以降は連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により行う。
 (3) 検挙状況
 被疑者を逮捕若しくは送致し、又は触法少年事件における児童相談所への送致若しくは通告した場合は、その旨速やかに被疑者の人定、事件を担当する検察官その他必要と認められる事項について連絡する。
 (4) 処分状況
 処分結果(起訴、不起訴等)が判明次第速やかに、処分結果その他必要と認められる事項について連絡する。

連絡区分	<input type="checkbox"/> 被害者死亡の身体犯	<input type="checkbox"/> 2か月 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 被害者死亡以外の身体犯	<input type="checkbox"/> 6か月 (年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 1年 (年 月 日)

No.	年月日	担当者/連絡先	連絡内容等	確認印 (2回目以降課長の専決可)
				印
				印
				印
				印
				印

注 連絡区分欄の年月日については、必要に応じて発生等から2か月、6か月、1年を経過した年月日を記載し、連絡を実施した場合は□に■又は☑をすること。

被害者連絡経過票

年 No.

所 属	捜 査 担 当 課	連絡責任者 氏名
認 知 年 月 日	受 理 番 号	連絡担当者 氏名

事 件 名		
事 案 概 要	発 生 年 月 日	
	発 生 場 所	
	被 害 程 度 (診断結果)	
被 害 者	住 居	
	職 業	
	ふりがな	
	氏 名	性 別
	生 年 月 日	年 齢
	連 絡 先	

被 害 者 連 絡 の 宛 先	<input type="checkbox"/> 被 害 者 と 同 じ	被 害 者 と の 関 係	
	<input type="checkbox"/> そ の 他 の 連 絡 先	住 居 氏 名	連 絡 先
※その他の連絡先■の場合に各項目を記載			
連 絡 の 要 否	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 否	理 由

被 害 者 の 手 引 配 布 状 況	配 布 年 月 日	配 布 者
自 賠 責 保 険 等 の 教 示 状 況	教 示 年 月 日	教 示 者

犯 罪 被 害 者 支 援 係 へ の 連 絡 状 況	連 絡 年 月 日	捜 査 担 当 者
		警 務 課 担 当 者

備 考	
-----	--

注 規格は、A列4番縦長とする。該当箇所には■又は☑をすること。

00	00	620	被害者連絡実施要領関係	長期
----	----	-----	-------------	----

次の時期に連絡を行うこと

- (1) 事件認知時等
- (2) 被疑者検挙に至っていないとき
 - ア 死亡ひき逃げ事件
発生等から、おおむね2週間、2か月、6か月、1年を経過した時点、それ以降は、原則として少なくとも1年に1度行う。
 - イ ひき逃げ事件
発生等から、おおむね2週間を経過した時点、それ以降は状況に応じて行う。
 - ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件
発生等から、おおむね1か月を経過した時点、それ以降は状況に応じて行う。
- (3) 検挙状況
被疑者を逮捕若しくは送致し、又は触法少年事件における児童相談所への送致又は通告した場合は、その旨速やかに被疑者の人定、事件を担当する検察官その他必要と認められる事項について連絡する。
- (4) 処分状況
処分結果(起訴、不起訴等)が判明次第速やかに、処分結果その他必要と認められる事項について連絡する。

連絡区分	<input type="checkbox"/> 死亡ひき逃げ事件	<input type="checkbox"/> 2週間 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> ひき逃げ事件	<input type="checkbox"/> 1か月 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件	<input type="checkbox"/> 2か月 (年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 1年 (年 月 日)

No.	年月日	担当者/連絡先	連絡内容等	確認印 (2回目以降課長の専決可)
				印
				印
				印
				印
				印

注 連絡区分欄の年月日については、必要に応じて発生等から2週間、1か月、2か月、6か月、1年を経過した年月日を記載し、連絡を実施した場合は口にも■又は☑をすること。

別記第3号様式（第3の(5)の事項、第6の1の事項関係）

作成警察署	方面	警察署
被害認知警察署	方面	警察署
経過票番号	年 No.	

訪問実施者	交番・駐在所	
	階級	
	氏名	

被害者等訪問カード

		訪問回数	第 回
事 件 名			
連 絡 対 象 者	住 所 職 業 氏 名 生年月日	電 話 年 月 日 (歳)	
訪 問 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分		
訪 問 結 果			
処 理 結 果			
被害者連絡責任者 への写しの交(送)付			
備 考			

00	00	620	被害者連絡実施要領関係	長期
----	----	-----	-------------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

被害者連絡実施目次 （ 年 ）

所属名 _____

No.	認知月日	罪名等	被害者氏名	連絡の要否	検挙状況等	完結	廃棄
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
	月 日 受理番号		(歳)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 未検挙 処分状況	<input type="checkbox"/> 連絡終結 <input type="checkbox"/> 処分決定 <input type="checkbox"/> 判決確定 <input type="checkbox"/> 時効完成	年 月 日
				00 00 620	被害者連絡実施要領関係		長期

注 1 規格は、A列4番縦長とする。該当箇所に■又は☑をすること。
 2 検挙状況等欄の処分状況には、処分結果又は終結理由等を記載すること。
 3 完結した事案については、廃棄欄の廃棄年月日を記載の上で廃棄すること。